

函 総 行

令和 3 年(2021年)12月 3 日

総務常任委員会委員 各位

総 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記のとおり資料を配付しますので、よろしく  
願います。

記

- 人事・給与制度の見直しに係る組合交渉

(総務部行政改革課)

## 人事・給与制度の見直しに係る組合交渉

○交渉日時 令和3年(2021年)11月19日(金) 11:30～11:40

○交渉場所 市役所8階第2会議室

○出席者 当局側 総務部長, 総務部次長, 人事課長, 行政改革課長,  
人事課主査, 行政改革課主査  
企業局管理部長  
病院局管理部長  
組合側 市職労, 水道労組, 交通労組, 病院労組の各書記長

交渉項目	人事・給与制度の見直しについて
交渉要旨	<p>(組合) 給与制度の見直しについて, 現在の国の動向を踏まえ, 提案の取扱いについてどのように考えているか。</p> <p>(当局) 今月12日に開催された給与関係閣僚会議において, 国家公務員の給与改定は経済対策等との関係を見極めつつ, 引き続き検討を進めることとされ, 15日には総務省から, 「本年度の引下げ相当分を, 来年6月の期末手当から減額する可能性が極めて高い状況」である旨の情報提供があった。</p> <p>また, 次の臨時国会の召集が12月上旬との報道もあり, 本市としては, 11月中に市議会臨時会を開催し, 12月の期末手当を引き下げるとは極めて難しいと考えている。</p> <p>こうした状況を踏まえ, 給与制度の見直しについては, 今後の国の取扱いを確認しながら, 引き続き協議させていただきたいと考えている。</p> <p>(組合) 休職給の見直しに関して, 令和4年4月1日前に現行制度で休職給が支給されている職員の取扱いはどのようなになるのか。</p> <p>(当局) 施行日前において, 結核性疾患以外の心身の故障により休職発令を受けている場合については, 当該休職期間の満了までは, 改正前の休職給の取扱いによるものとしたと考えている。</p> <p>(組合) 人事制度の見直し提案への回答リミットについて聞きたい。</p> <p>(当局)</p>

	<p>令和4年第1回市議会定例会での議案提出を予定しており、12月20日頃までには、回答をいただきたいと考えている。</p> <p>(組合)</p> <p>給与制度の見直しについては、一部報道では月例給という話もあるなど、国の動向が不透明であるため、引き続き協議するという事で同意したい。</p> <p>また、休職給の見直しについては、精神疾患については理解するが、北海道では、高血圧、心臓疾患、悪性新生物の3つの疾患について、2年間の取扱としていることから、回答のあった12月20日頃までに整理していきたい。</p>
交渉結果	(交渉継続)
備考	